

1

平成22年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

平成22年1月29日

# 議 事 日 程

平成22年1月29日(金曜日)  
午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1号 東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を  
廃止するについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 4 議第 2号 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するに  
ついて・・ 2
- 第 5 議第 3号 東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の  
特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正  
するについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 6 議第 4号 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正するに  
ついて・・ 4
- 第 7 議第 5号 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するに  
ついて・・ 5
- 第 8 議第 6号 平成21年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第1号)
- 第 9 議第 7号 平成21年度東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計  
補正予算(第1号)
- 第10 議第 8号 平成21年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算  
(第1号)
- 第11 議第 9号 平成21年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 第12 議第10号 平成21年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算  
(第1号)

別冊

- 第13 議第11号 平成22年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算
- 第14 議第12号 平成22年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算
- 第15 議第13号 平成22年度東濃看護専門学校事業特別会計予算
- 第16 議第14号 平成22年度東濃西部少年センター事業特別会計予算
- 第17 議第15号 平成22年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業  
特別会計予算

} 別冊

議第1号

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止するについて

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例（昭和56年条例第1号）  
を次のように廃止するものとする。

平成22年1月29日

東濃西部広域行政事務組合  
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例（昭和56年条例第1号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議第 2 号

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例(平成5年条例第9号)の一部を次のように改正するものとする。

平成22年1月29日

東濃西部広域行政事務組合  
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例(平成5年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中東濃西部視聴覚ライブラリーの職員の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議第3号

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

平成22年1月29日

東濃西部広域行政事務組合  
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「視聴覚ライブラリー運営審議会委員」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 議第4号

### 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正するものとする。

平成22年1月29日

東濃西部広域行政事務組合  
管理者 多治見市長 古川 雅典

### 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出)

第5条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計においては、分担金、その他附属収入をもってその歳入とし、奨学資金等貸付事業費、その他諸支出をもって歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の東濃西部広域行政事務組合特別会計条例第1条第1号の東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計に係る平成21年度の会計処理については、当該会計処理が終了するまでの間、共同処理する事務として行うものとする。

議第5号

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合分担金条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正するものとする。

平成22年1月29日

東濃西部広域行政事務組合  
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合分担金条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中視聴覚ライブラリー運営費負担金の項を削り、同表備考第2号本文中「における」の次に「構成市内の医療機関等に勤務する」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。